



環境再生・資源循環行政の動向



環境省環境再生・資源循環局長
縄田 正

環境省では、昨年7月14日付で「環境再生・資源循環局」を設置いたしました。従来、放射性物質汚染対策に係る業務の担当は、東日本大震災前の組織体制を活用する形で、廃棄物・リサイクル対策部、水・大気環境局及び放射性物質汚染対処技術統括官の3部局にまたがっておりました。新局設置は、これらの業務を一元化するとともに、廃棄物・リサイクルに関する知見を最大限活用して被災地の環境再生を加速するために行ったものです。また、今回の組織改編は、従来、「部」であった廃棄物リサイクル行政の担当を「局」に格上げするものでもあります。

本稿では、環境再生・資源循環局の取組について述べさせていただきます。

東日本大震災の発生から、今月で7年を迎えました。新局のもと、今後はより一層、大量の除染土壌の中間貯蔵施設への運び込み、廃棄物

の適正な処理、中間貯蔵施設の整備を一体として進めてまいります。

除染実施計画に基づく面的除染については、昨年3月までにおおむね完了しました。復興の更なる加速化に向け、中間貯蔵施設の整備とこれに必要な用地の取得、施設への除染土壌等の輸送を着実に進めており、昨年10月には除染土壌の貯蔵を開始しました。並行して、最終処分量の低減を図るため、除染土壌等の減容・再生利用に関する取組を進めています。

帰還困難区域については、昨年5月に成立した改正福島復興再生特別措置法に基づき、関係自治体において、特定復興再生拠点区域復興再生計画が策定されているところです。今後、国の認定を受けたこれらの計画に基づき、解体・除染とインフラ整備等とを一体的に進めてまいります。

指定廃棄物等について、福島県では、特定廃棄物埋立処理施設への搬入を昨年11月に開始





しました。今後も安全確保を大前提として事業を進めてまいります。また、その他の各県についても、それぞれの状況を踏まえつつ、引き続き、安全な処理の実現に向けて地元と調整を進めてまいります。

昨年は、7月の九州北部豪雨や梅雨前線に伴う大雨や台風5号、10月の台風21号など、全国各地で自然災害による大きな被害が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むよう、これまで蓄積してきたノウハウを活用して、発災直後から職員に加え、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を活用して専門家を派遣し、各地の自治体や関係団体、民間事業者等の御協力のもと、災害廃棄物の適正・迅速な処理に関する様々な支援を行っています。引き続き、被災地の早期の復旧・復興に向け、被災自治体と連携して最大限支援を行ってまいります。

加えて、毎年のように非常災害が発生している状況に鑑み、全国レベル、地域ブロックレベル、自治体レベルで災害廃棄物に関する事前の備えの強化をさらに推進してまいります。

一般廃棄物の適正処理は、地域の生活環境の保全や公衆衛生の確保のために必要不可欠です。廃棄物処理施設は、自立分散型の地域エネルギーセンターとして平常時はもとより災害時においても廃熱の有効活用により周辺施設への

電気・熱供給が可能な施設としての役割が期待されています。地球温暖化対策と災害対策の推進の観点から、廃棄物処理施設における廃棄物エネルギーの利活用を進めてまいります。

また、廃棄物処理施設の老朽化に伴う更新需要に適切に対応するため、循環型社会形成推進交付金等の確保を通じて、施設の早急かつ適切な更新を進めます。

浄化槽については、災害に強く、優れた処理性能を有し、特に地方において経済的であり、地域の水環境保全や災害に強い低炭素なまちづくりへの貢献が期待されています。環境配慮型浄化槽の普及によって、早期の汚水処理未普及解消と、魅力ある水環境の創出や暮らしの質改善により地域の経済発展や活性を促進してまいります。

昨年は、廃棄物処理法の改正、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の改正を行いました。これらは、国内外における廃棄物の適正処理の一層の推進、雑品スクラップ問題の解消や有害廃棄物の資源としての適正かつ円滑な輸出入の推進を図る上で非常に重要なものであると考えています。本年も、これらの円滑な施行を含めた制度見直しを引き続き進めてまいります。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度の普及や電子マニフェストの普及拡大に努めます。また、産業廃棄物





処理業における担い手の確保やIoT等の技術革新を見据え、更なる産業廃棄物処理業の振興策の検討等を行います。

また、廃棄物処理法または産廃特措法に基づき、不法投棄対策を着実に進めます。

PCB廃棄物については、処分期間を最も早く迎える中国・四国・九州及び沖縄の各県では、処理期限が3月末に迫っています。一日でも早い期限内処理の達成に向け、都道府県市や関係団体と連携しつつ政府一丸となって取り組んでまいります。

リサイクル政策については、資源循環と低炭素化の統合的実現やプラスチックなどの素材別・分野横断的な視点に立って進めます。容器包装リサイクル法については、一昨年5月の中央環境審議会・産業構造審議会合同会合の意見具申を踏まえ、更なる環境負荷低減と社会全体のリサイクルコストの削減を図ります。食品リサイクル法については、食品ロス削減や食品リサイクルループの形成、不適正転売事案を受けた対策等を進めます。自動車リサイクル法については、不法投棄・不適正保管対策を推進するとともに、昨年度取りまとめた「環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ制度」の実現に向けた取組を進めてまいります。家電リサイクル法や小型家電リサイクル法については、回収率や回収量の更なる向上を目指した取組を進めます。このほか、太陽電池発電設備のリユース・リサイクル等を適正に行

うための施策についても検討してまいります。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、使用済小型家電から入賞メダルを製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に積極的に取り組んでおります。全国の自治体と連携しながら、多くの国民の参加を得て、オリンピック・パラリンピック後も循環型社会として定着するレガシーとなるよう取り組んでまいります。

現在、循環型社会形成推進基本計画の見直しを進めています。同じく見直しを進めている環境基本計画とあわせて、今後の環境政策の方向性を定める重要な計画です。「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、循環型社会形成の根幹となる「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」等について、来年度前半に改定を行うべく、中央環境審議会で御審議いただいています。人と環境を守ることはもちろん、持続可能な社会づくりの統合的な取組を全力で進めます。

今後とも、環境再生・資源循環行政への御協力を切にお願い申し上げます。

